

技術革新に伴う働き方の変化と労働時間 ～「労働時間」の再構成と「生活主権」にもとづく 「働く時間・場所」の選択

青山学院大学教授
細川 良

問題意識

- 報告者のもともとの問題意識
 - 「労働時間」規制の基礎となる、労働基準法上の「労働時間」概念は、労働者の健康確保の視点から見た場合に、果たして適切（必要・十分）なのか？
- 加えて、2000年代以降のICTの発達・普及
 - 働き方に与える影響をどう考えるべきか？

問題意識

•もちろん、ICTの発展が「働き方」に与える影響は、労働者にとってのプラス面も

→本報告の視点

- 労働者の健康確保の視点から見た「労働時間」の捉え方・「労働時間法」のあり方を考える
- ICTの発展を踏まえた、「労働時間」をめぐる新しい問題について、「テレワーク」を素材に考えてみる

「労働時間」の捉え方

- 従来の「労働時間」概念 = 労働基準法上の「労働時間」

- ← • 「指揮命令」に依拠した「労働時間」概念は妥当か？

- ↑ 「拘束」が希薄な働き方の増加

- 「指揮命令」下でなくても、業務に起因し、労働者にとって
負荷となる時間の存在

「労働時間」の捉え方

↑とりわけ、ICTの発達による、「いつでも・どこでも」仕事
ができる(できてしまう)状況の拡大

- ホワイトカラーを中心とした、「裁量的な働き方」の拡大
←「自律的」な働き方は、労働者にとって「幸せ」か？

→「指揮命令下／外」の二分法による「労働時間」の管理のみ
では、労働者の健康確保のために不十分では？

今後の労働時間政策に向けて

以上の課題を踏まえると・・・

- 今後は、従来の「労働時間」規制の枠を超え、労働者に負荷をもたらす時間を総合的に管理する視点が必要
(cf. 健康管理時間@高度プロフェッショナル労働時間制度)
- 勤務間インターバル制度のさらなる検討
→「絶対的インターバル」と「柔軟なインターバル」の組み合わせ？

今後の労働時間政策に向けて

- いわゆる「つながらない権利」概念の導入・実効化
- 労働基準法とは異なる規制手法の検討
→ 労働契約法、労働施策推進法etc.

テレワークをめぐる問題

コロナ禍におけるテレワークの普及・拡大

・・・労働者にとって、「プラス」の側面と、「マイナス」の側面

→テレワークを実施するうえでの実務的な課題

- ・労働時間の把握・管理
- ・労働者のプライバシー
- ・費用の負担
- ・実施対象者

etc.etc.

テレワークをめぐる問題

↑の実務的な問題とは別に・・・

・テレワークをする自由・しない自由

→ひいては、労働者が働き場所・時間を選択する権利の拡大
という可能性について、考えてみる

テレワークをめぐる問題

- テレワークをする自由
→ 労働者に、テレワークを選択する権利はある？
- テレワークをしない自由
→ 労働者は、「テレワーク」命令を拒否できるのか？

働く時間・場所の選択

→働く場所・時間の原則

=使用者の業務上の必要性

VS.

労働者の私生活上の権利（仕事と生活の調和への配慮）

→技術の発展により、前者が後退すれば、後者がより重視される余地も拡大していくのでは？



ご清聴ありがとうございました。